



生物多様性増進活動促進法の概要及び 関連する支援策等について

令和6年11月26日
北海道地方環境事務所



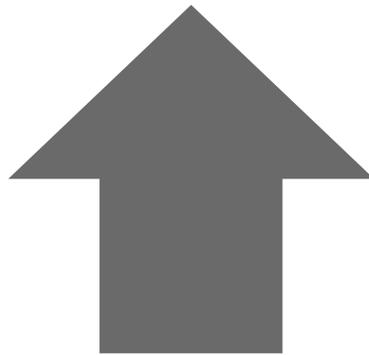
ネイチャーポジティブ（自然再興）とは

昆明・モンリオール生物多様性枠組
2050年ビジョン

自然と共生する世界

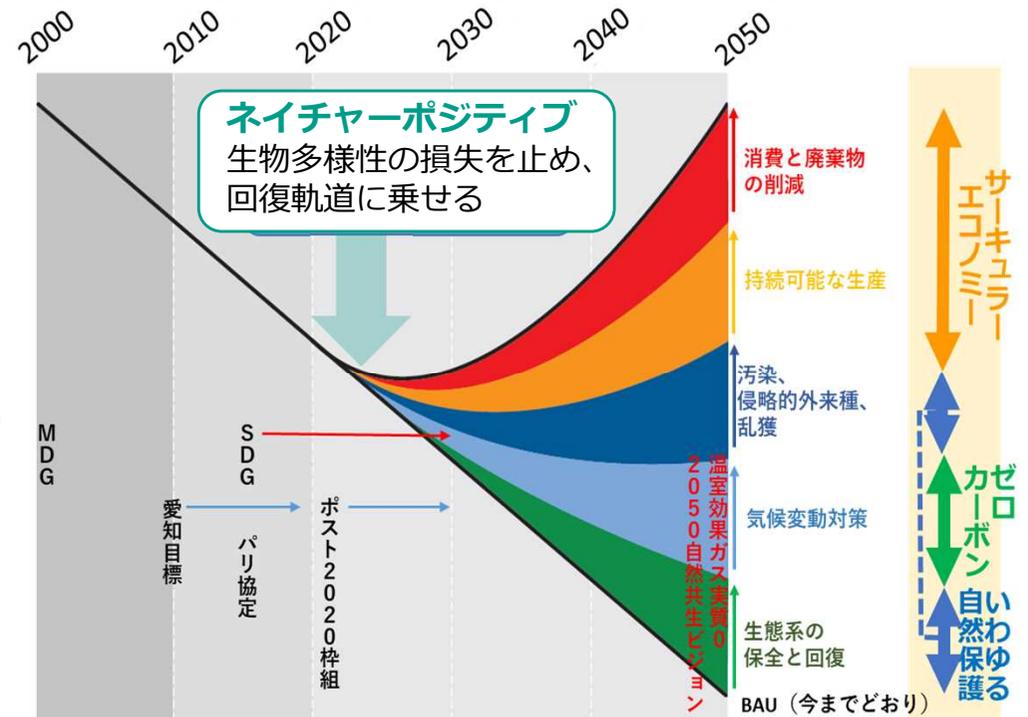
(a world of living in harmony with nature)

愛知目標から引き継いだ長期目標であり、
我が国で培われた知恵と伝統に基づく考え方



2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために
生物多様性の損失を止め、
反転させるための緊急の行動をとる



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：地球規模生物多様性概況第5版(GBO5) (2020)

ネイチャーポジティブ
(自然再興)
の考え方

30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

- 2030年までに陸と海の**30%以上**を保全する
新たな**世界目標**



30by30が**重要**と指摘する国内外の**研究報告**

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の**保護地域**を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の**保護地域**を**30%**まで効果的に**拡大**すると生物の**絶滅リスク**が**3割減少**する見込み

など

健全な生態系の回復、 豊かな恵みを取り戻す

様々な効果

- 気候変動**：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然**：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者**：国内で年**3300億円**の実り
- 森林の栄養**：**河川を通して海**の生産性を向上
- 観光**や**交流人口**の増加などの**地域づくり**

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず **「自然共生サイト」** に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を **「OECM」** として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)



審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECMとして国際データベースに登録

道内の自然共生サイト14カ所



サイト名	申請者名	所在地（市町村）	認定時期
北海道大学札幌キャンパス	国立大学法人北海道大学	札幌市	R5後期
マテリアルの森 手稲山林	三菱マテリアル株式会社	札幌市	R5前期
エコニクスの森林 [もり]	株式会社エコニクス	札幌市	R6前期
デンソー網走テストセンター	株式会社デンソー	網走市	R6前期
三井不動産グループ保有林「ユードロマップ」	三井不動産株式会社	留萌市	R5後期
出光興産(株) 北海道製油所	出光興産株式会社	苫小牧市	R5前期
トヨタ自動車 士別試験場	トヨタ自動車株式会社	士別市	R6前期
渡邊野鳥保護区フレッシュマ	公益財団法人日本野鳥の会	根室市	R5前期
歌才湿原	北海道黒松内町	寿都郡黒松内町	R5前期
添別ブナ林	北海道黒松内町	寿都郡黒松内町	R5前期
北海道大学雨龍研究林	国立大学法人北海道大学	雨竜郡幌加内町	R5前期
生花の森	一般財団法人史春森林財団	広尾郡大樹町	R5前期
北海道池田町大森地区町有林	池田町	中川郡池田町	R6前期
ニッタ株式会社「十弗の森」	ニッタ株式会社	中川郡豊頃町	R5後期

「自然共生サイト」の認定基準

1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準

「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること	
場	(1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性が既に認められている 場
	(2) 原始的 な自然生態系が存する場
	(3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場
	(4) 生態系サービス を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場
	(5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場
種	(6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場
	(7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場
機能	(8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって重要な場
	(9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法)



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECD※²の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。
※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

(1) 増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① 企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定（企業等は情報開示等に活用）。
- ② 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。
 - ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。

(2) 生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、活動者及び土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

(3) その他

- 市町村は②の作成、実施に係る連絡調整を行うための「連携増進活動協議会」を組織することができる。
- 地方公共団体は、「地域生物多様性増進活動支援センター」として、関係者間における連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、必要な情報の収集・整理・分析、助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独又は共同して確保するよう努める。

2. その他

- (1) (独法)環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- (2) 生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ

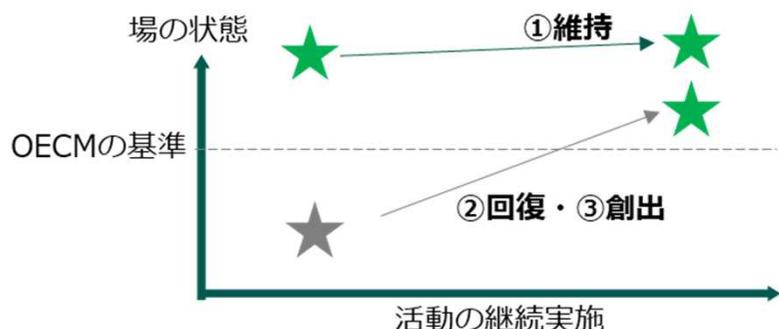
「自然共生サイト」制度と「生物多様性増進活動促進法」制度との違い

（新法の経緯・趣旨等）

- 新法は、自然共生サイトと生物多様性地域連携促進法の2つを大きな土台として再構築したもの。
- 自然共生サイトは「場所」を認定する制度としていたが、より幅広い取組を柔軟に促進するため、新法では、「活動」を認定する制度とした。

（新法のポイント）

- ①既に生物多様性が豊かな場所を**維持する活動**、②管理放棄地などにおける生物多様性を**回復する活動**、③開発跡地などにおける生物多様性を**創出する活動**を対象とした。
- ①については自然共生サイト相当の活動を想定しており、申請時点でOECMの基準を満たす生物多様性の価値を有する場所における活動となる。
- ②及び③については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECMの基準を満たすような場所となるような取組を想定。



（自然共生サイトと新法の違い）

	自然共生サイト	生物多様性増進活動促進法
認定対象	民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域	特定の場所に紐付いた民間等による生物多様性を増進する活動実施計画（増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画）
認定範囲	現状で生物多様性が豊かな区域（生物多様性の価値基準に合致する区域）	現状で豊かな生物多様性を維持する活動、生物多様性を回復・創出する活動
認定者	環境大臣	主務大臣（環境大臣・農林水産大臣・国土交通大臣）
事務局	請負事業者	独立行政法人環境再生保全機構（認定事務の一部を実施）
OECM	認定した区域は、保護地域との重複を除きOECMとして登録。	既に生物多様性が豊かな場所で生物多様性を維持する活動として認定を受けた場合は、その活動場所を、保護地域との重複を除きOECMとして登録。 生物多様性を回復・創出する活動として認定を受けた場合は、認定後における回復・創出活動の継続の結果、生物多様性の状態が豊かになった時点（生物多様性の価値基準に合致する時点）でOECMとして登録。

現行の「自然共生サイト」制度の扱いについて①



- **地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律**（令和6年法律第18号。生物多様性増進活動促進法）が**令和6年4月19日に公布**されました。
- 生物多様性増進活動促進法は、**令和7年4月の施行**を予定しています。
- 生物多様性増進活動促進法は、現行の「自然共生サイト」制度を土台の一つとして検討し、これを法制化することとしたものです。
- **生物多様性増進活動促進法の施行に伴い、現行の「自然共生サイト」制度の扱いは以下のとおり**となります。次のスライドのQA等もご参照ください。

【令和6年度】

- 現行の「自然共生サイト」制度として**実施**します。
- 申請・認定は、**前期、後期に分けて実施**します（令和5年度と同様）。

【令和7年度以降】

- 現行の「自然共生サイト」制度として新たな募集は**実施**しません。
- 申請・認定含む認定制度は、**生物多様性増進活動促進法に一本化**します。

現行の「自然共生サイト」制度の扱いについて②



Q1 現行の自然共生サイトの認定効力は、令和6年度末で切れるのか。

A1 生物多様性増進活動促進法（以下「新法」という。）の施行（令和7年4月を予定）までに認定された自然共生サイトについては、認定期間である5年間は有効なものとし（例えば、令和5年10月に認定された自然共生サイトは令和10年10月まで有効）。

Q2 認定を受けた自然共生サイトは、法施行時（令和7年4月予定）に、法に基づく認定に自動的に移行されるのか。

A2 自動的に移行されず、新たに申請が必要です。ただし、基本的に、自然共生サイトの認定を受けているものは、実質的に、生物多様性を維持する活動として、新法に基づく「増進活動実施計画」又は「連携増進活動実施計画」の認定に必要な審査を終えていると考えているため、可能な限り、有効期間内に法に基づく認定に移行いただきたいと思います。

なお、法に基づく申請に当たっては、可能な限り事務負担を軽くできるよう、既に審査した項目についての審査を省力するなど、合理的かつ効率的に取り扱う予定です。

Q3 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトは、令和7年度以降に変更、辞退はできるのか。

A3 変更を希望する場合は、法に基づく申請認定を受けてください。申請認定についてはQ2をご参考ください。辞退を希望する場合は、その旨を環境省までご連絡ください。

Q4 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトの更新を希望する場合はどうすればよいのか。

A4 現行の自然共生サイト制度としての更新の認定は実施しないため、現行の有効期間内に、改めて法に基づき申請ください。

Q5 法施行後は「自然共生サイト」という名称は残るのか。

A5 法の施行までに認定を受けた自然共生サイトは、法への移行の有無を問わず、認定期間である5年間は、自然共生サイトの名称を使用することが可能です。

なお、法に基づく認定を受けた場合、活動を通じて豊かな生物多様性が維持されている場所については、通称として「自然共生サイト」を用いる予定です。そのため、法の施行までに認定を受けた自然共生サイトについても、法に基づく制度に移行し、引き続き生物多様性が維持されているものとして認定を受けた場合、引き続き「自然共生サイト」という名称を活用いただく予定です。

【事例】キリンホールディングス 梔子（まりこ）ヴィンヤード

（長野県上田市）



“場所”が商品の特徴を決める日本ワイン
～梔子ヴィンヤード～

- Locate** ワインの味を決める重要な要素は「テロワール」であり土地の個性。畑は自然が残っており希少種が生息する地域
- Evaluate** 日本ワイン拡大のためにはブドウ畑の拡大が必要であり、対象は遊休荒廃地
- Assess** 遊休荒廃地をブドウ畑にすることで良質な草原が創出され、豊かな生態系に貢献することを農研機構との共同研究で解明
- Prepare** ネイチャーポジティブ、30by30に貢献する。共同研究成果は論文・環境報告書・Webで広く公開



希少種のチョウを確認

キリン環境報告書より

- ✓ 「草原」は希少種の数が多く貴重。140年ほど前は国土の約30%を占めていたとも言われているが、現在は1%以下であり、「草原」そのものが希少。
- ✓ 遊休荒廃地を垣根栽培のブドウ畑として活用する中で、丁寧に草刈り等の管理を行い、ブドウ畑の下草が良質で広大な草原環境としての機能を発揮し、極めて豊かな生態系を育てていることが学術的に確認。
- ✓ TNFD※開示を世界ではじめて試行。開示3拠点のひとつが自然共生サイトである「梔子ヴィンヤード」。TNFD正式版のLEAPパートでキリンが事例として紹介。

※ TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース。生物多様性や自然資本と自社のビジネスにどのような関連があるか、機会やリスクを評価するための枠組み。

【参考】市町村の活動認定のイメージ（連携増進活動実施計画）



【事例】神戸市 神戸の里山林・棚田・ため池

(兵庫県神戸市)

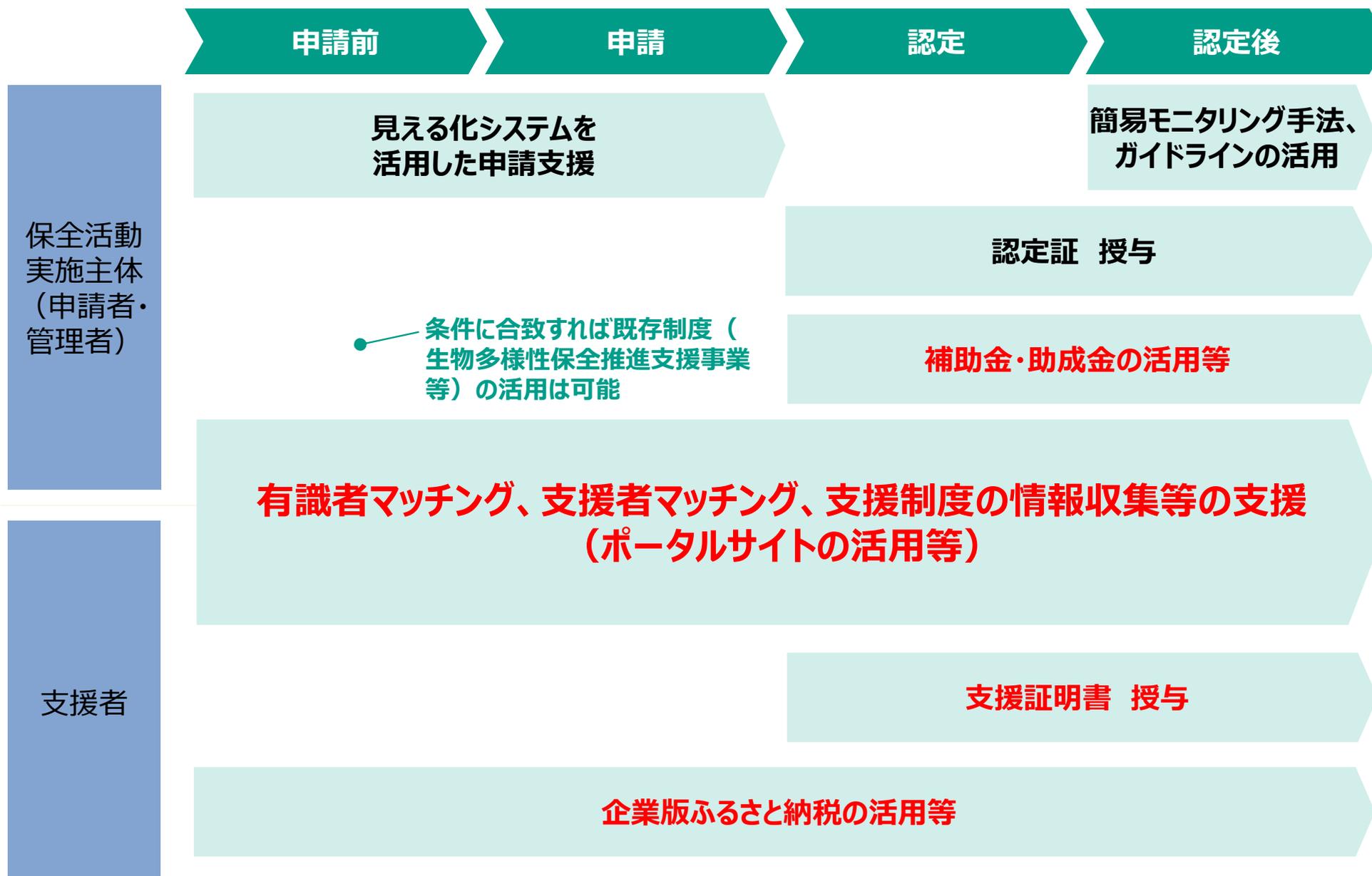


- ✓ 神戸市内の里地里山には、希少種、普通種ともに多種多様な動植物が生息・生育しており、市民団体、大学、行政といった多様な主体が連携しながら生物多様性の保全活動・生物調査を実施。
- ✓ 棚田・ため池における土地所有者による営農や、耕作放棄された場所での市民団体による草刈りなどの保全活動や農地への再生を実施。環境学習の場として活用し、市民が自然に触れる機会を創出。
- ✓ 神戸市の企業版ふるさと納税の寄付募集の対象事業としてもピックアップされている。

インセンティブ施策の全体像

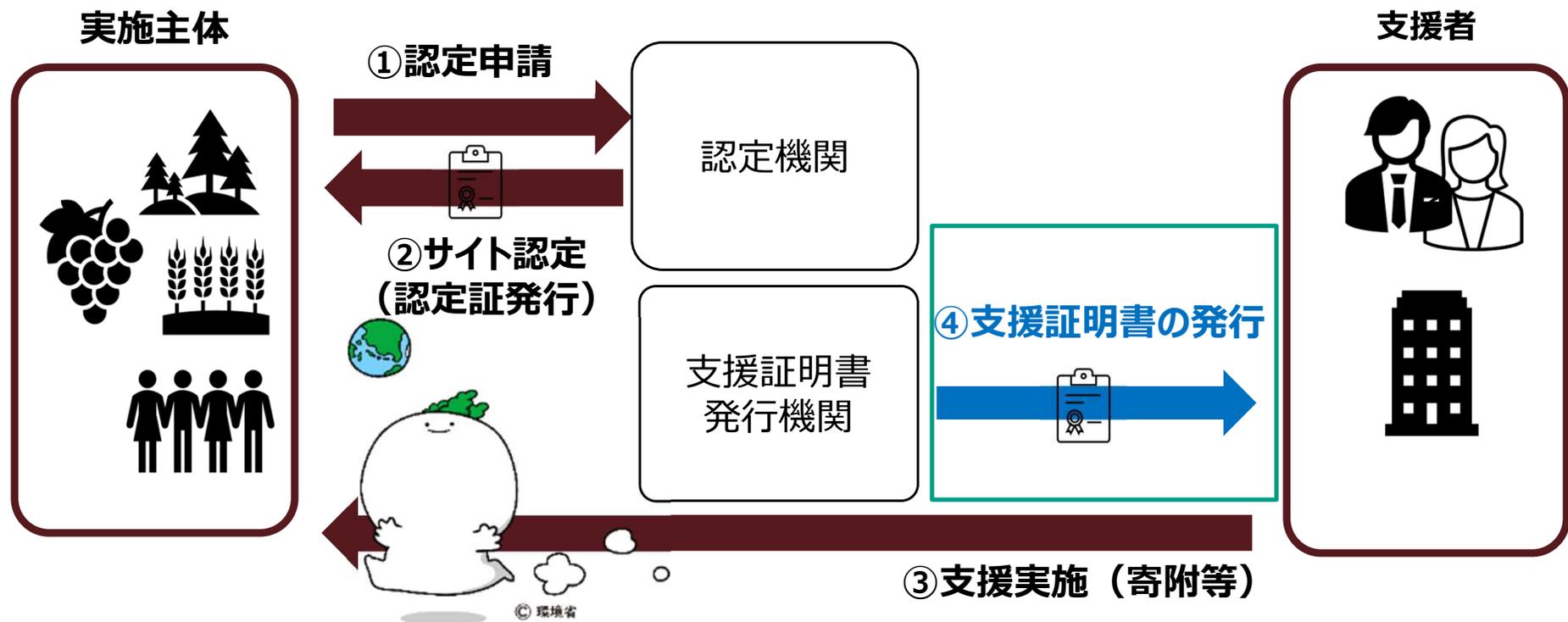


- 保全活動実施主体（申請者・管理者）及び支援者が自然共生サイトの取組において、各フェーズで活用・受けることができるインセンティブの一覧（案）を以下に整理した。



自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 自然共生サイト等にヒト・モノ・カネいずれかの支援を行った者に“支援証明書”を発行。
- 令和7年度の本格発行を目指し、支援証明書をTNFDやIR等の投資家向け情報開示に活用できるよう、投資家目線のWGにて記載事項を作り込み中。令和6年9月から試行運用を開始（※）。併せてマッチングイベントも開催予定。
- 認定された自然共生サイトを財務情報開示等にどのように活かすか（留意事項含む）についても、同じWGでストーリー作りの支援を実施。



(※ 参考) HP : [マッチングサイト](#) | [自然共生サイト](#) | [30by30](#) | [環境省 \(env.go.jp\)](#)

(※ 参考) 最新の検討状況 : [資料 1](#)

: [令和6年度第1回「30by30に係る経済的インセンティブ等検討会」議事次第・議事録・資料](#) | [自然環境・生物多様性](#) | [環境省 \(env.go.jp\)](#)

支援者と被支援者のマッチング

- 支援者と被支援者のマッチングを促進するためのHPも作成予定である。
- 被支援者が支援者を募集するパターンだけでなく、支援者側からも、TNFD等の情報開示等を念頭にそれぞれの事業内容に合った支援先を募集することができるよう、設計を検討する。

自然共生サイト関連情報HP

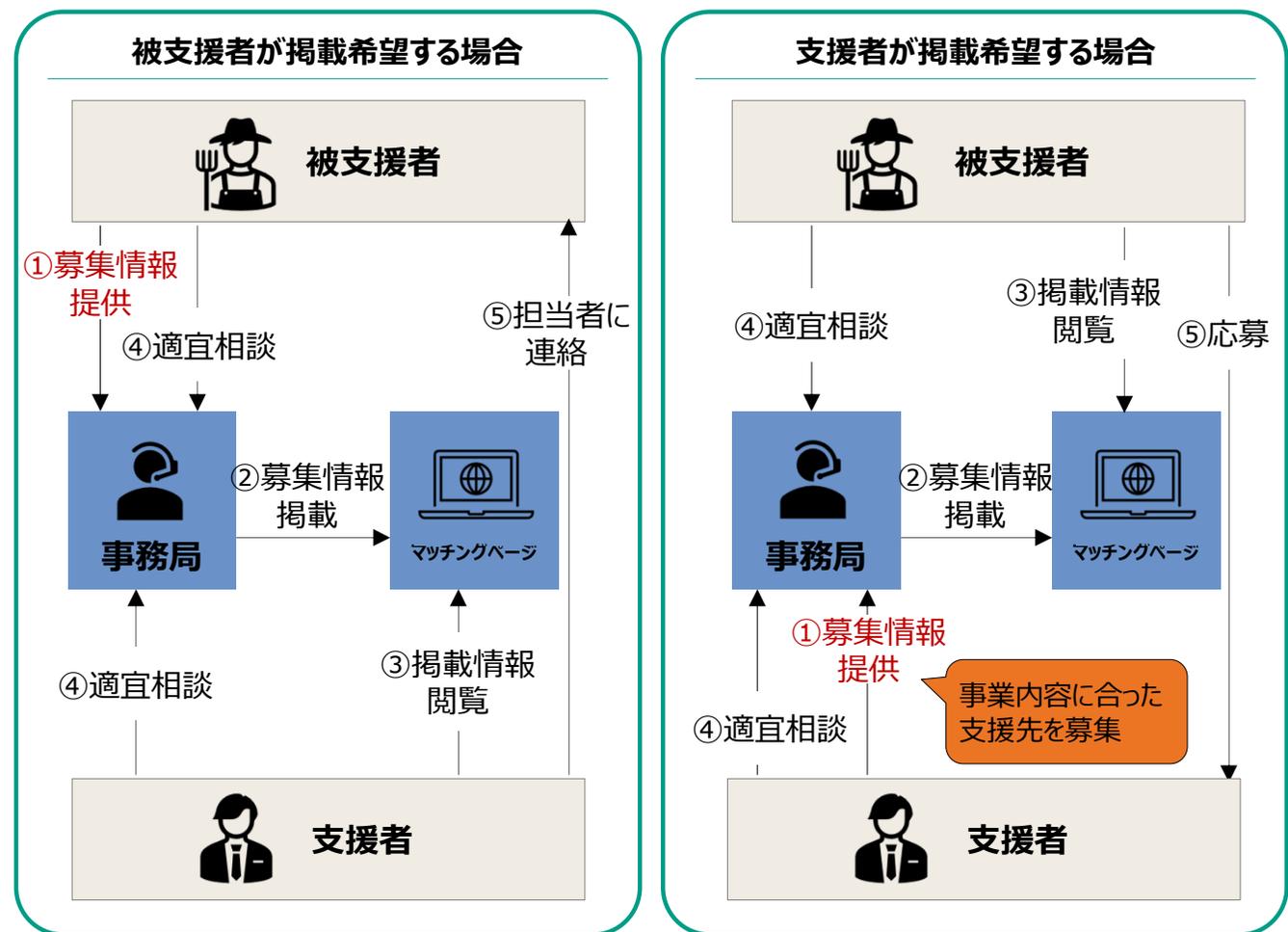
支援証明書情報一覧

支援者と被支援者の
マッチング

その他関連機能・情報
(保全活動に係る有識者/
関連施策情報 等)



マッチングのフローイメージ



- 自然共生サイトや生物多様性増進活動促進法に基づく活動計画の認定等に向けた支援、あるいは認定後の適切なモニタリング等の支援に関して、「有識者マッチング制度」を検討している。
- 今年度は、令和7年度からの本格運用に向けた課題の洗い出し等を目的として、認定申請を検討している団体等に対して**有識者のマッチング及び派遣を試行的に行う**。
- 試行等を通じて相談実績を蓄積し、**派遣する有識者向けガイドラインの作成**や、**本制度に協力いただける有識者リストの整備**等を進め、今後、全国の有識者に対して本制度への協力依頼を実施予定。

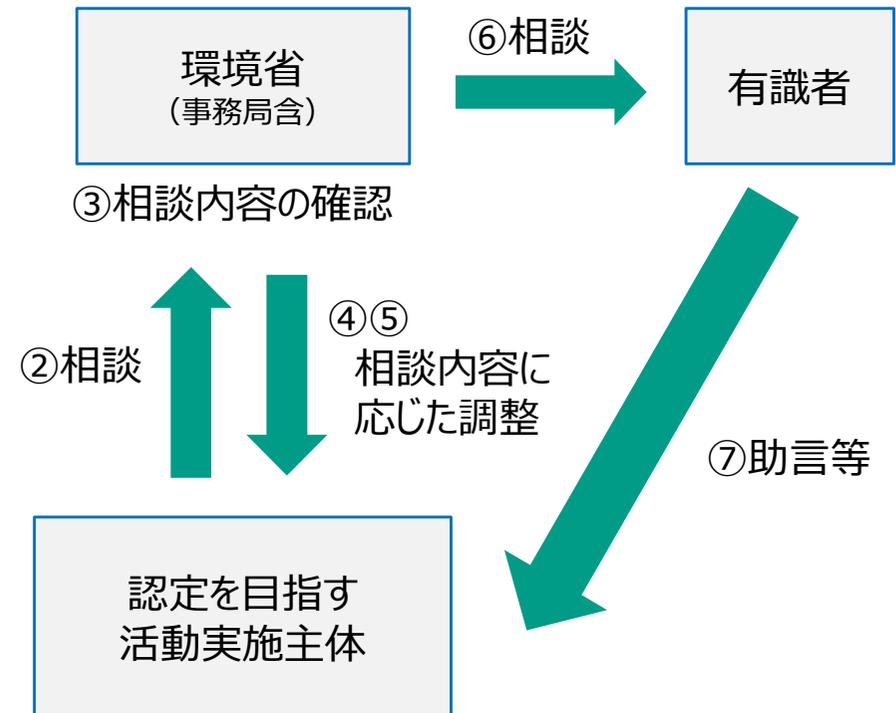
有識者マッチング制度の活用イメージ（案）

■ 活動実施主体が、自然共生サイト等の認定申請に向けて相談をしたいケース

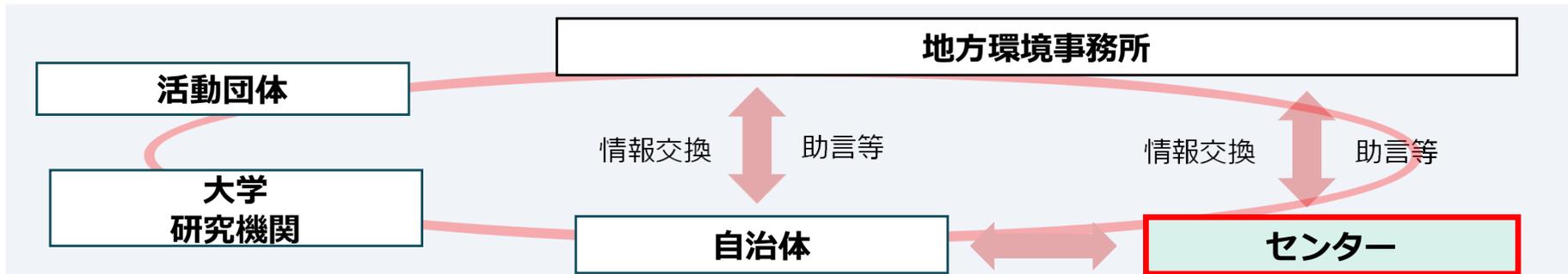
- ① 活動実施主体が有識者リストを参照
- ② 活動実施主体が環境省問合せ先に相談
※ 相談内容が明確な場合は有識者のリクエストが可能
- ③ 環境省にて相談内容を確認
- ④ 相談内容に応じて以下の流れで調整
 - A. 自然共生サイト等の制度や認定手続きに関するもの
→環境省にて助言
 - B. 生物調査の手法・内容や活動体制等に関するもの
→有識者に協力を依頼

以下、Bの場合

- ⑤ 相談者（活動実施主体）がチェックリストに沿って資料等の準備
- ⑥ 環境省から有識者に相談
- ⑦ 環境省が相談者と有識者を紹介
- ⑧ 有識者から相談者に対して助言等の実施



※ 旅費・謝金等については両者で調整し、活動実施主体が負担することを想定
 ※ 有識者のマッチング後も環境省も適宜サポートを行う



センター設置の趣旨

- 地域における生物多様性の維持、回復又は創出を図る活動（地域生物多様性増進活動）を促進するに当たっては、**関係者間の連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、技術的助言**が重要である。また、その為には、**地域内の生物多様性に関する情報基盤を強化**する必要がある。
- さらに、各地域で取組が進められている気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携を図ることで、トレードオフを適切に管理し、**関係する様々な目標・課題対応へのシナジーを最大化**することができる。
- これらを踏まえると、都道府県及び市町村の単位において、**ネットワーク構築や関連施策との連携、生物多様性に関する情報の収集、これらに基づく助言等を行うことができる中間支援組織**を設置することが望ましい。

活動内容

- 地域生物多様性増進活動の実施又は支援を希望する者の連携及び協力のあっせん
- 有識者の紹介
- 地域生物多様性増進活動実施計画等の策定・実施に必要な科学的知見・優良事例の収集・分析・整理
- 地域の事業者や住民の相談対応
- 地方環境事務所・自治体・研究機関等との情報共有（関連施策との連携検討）

位置付けの例（案）

- 各地域の生物多様性センター
- 各地域の気候変動適応センター
- 各地域の研究機関（地環研、衛生研等）
- 行政部局内の生物多様性分野相談窓口
- 外部組織

【参考】地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センター

- ・千葉県生物多様性センター
- ・愛媛県立衛生環境研究所生物多様性センター
- ・北海道生物多様性保全活動連携支援センター 等

生物多様性保全推進支援事業（交付金）について

- 「生物多様性保全推進支援事業（交付金）」において、法に基づく指定種や重要地域等に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に、自立化の促進等を目的として短期的に支援を行っている。
- 令和5年及び令和6年に交付要綱を一部改正し、**企業版ふるさと納税の裏負担への活用及び自然共生サイトの保全再生を目的とする活動等への支援**を可能とした。
- 令和7年度においては、生物多様性増進活動促進法の施行に合わせて、**認定の加速化・活動の自走化に向けて増額要求中**

令和6年度交付対象事業

対象事業	交付対象となる事業内容
重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、 自然共生サイト 内における生息環境の保全再生
広域連携生態系保全のための活動計画策定等支援	生物多様性地域連携促進法又は自然再生推進法に基づく法定計画の作成、当該計画に基づく事業で地域の生物多様性の保全再生・生態系ネットワークの構築に係る広域の取組
地域民間連携促進活動	生物多様性地域連携促進法に基づく地域連携保全活動支援センターの設置又は運営に係る体制の構築並びに同センターが実施する取組
国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組
里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、 自然共生サイト 等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

※ 予算等の状況により、公募スケジュールは例年より後ろ倒しになる可能性があります。

※ 交付要綱、公募要領、採択実績等はこちらのウェブサイトからご覧いただけます。 http://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/index.html

生物多様性見える化システムの検討



- 令和4年度の「30by30に係る生物多様性見える化手法検討会」の検討結果及び今年度のヒアリング結果等を踏まえ、**要件定義を詳細化**した。
- **令和7年度の運用開始**に向け、**令和6年度にシステム構築を開始**する。

生物多様性見える化システムの機能概要

- ◎ **自然共生サイトのデータベース機能**
- ◎ **生物多様性見える化（マッピング、分析、活動支援等）機能**

保全上重要な場見える化

- ・ **保全上重要な場**（保護地域、自然共生サイト、重要里山里山等の保全上重要な場）及び**自然環境保全基礎調査等の生物情報をグルーピングした上で地図上に可視化**
 - ・ **自治体が保有する地域の保全上重要な場も登録可**
 - ・ 自治体ごとの**保全状況をダッシュボードとして可視化**
- ※令和4年度の検討会の議論を踏まえ、まずは堅実なデータを使用することとする。

活動支援ツール

- ・ 生物多様性保全に係るガイドラインをカテゴリ（生態系タイプ、目指す姿・目標、保全上の課題等）やフリーワードで検索すると、**必要なガイドラインに簡単にアクセス可**
- ・ 申請予定地を地図上で選択すると、自然共生サイトの**生物多様性の価値1～9に関する情報等**を取得でき、**申請書のひな形を出力可**

活動状況・効果見える化

- ・ 自然共生サイトの**活動・モニタリング記録を登録可**
- ・ 各サイトの概要、アピールポイント、管理計画等に加え、活動状況、生物情報、発揮する生態系サービスを**ダッシュボードとして可視化**、モニタリング情報とあわせて**オープンデータ化**

